

◎新潟県告示第871号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年8月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 名称

ビューローベリタスジャパン株式会社

2 変更した内容

変更事項	変更前	変更後
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	東京御茶ノ水事務所 東京都千代田区神田駿河台2丁目8番 横浜事務所 神奈川県横浜市西区高島2丁目19番12号	東京御茶ノ水事務所 東京都千代田区神田駿河台4丁目3番地 横浜事務所 神奈川県横浜市西区高島2丁目19番12号

3 変更する年月日

平成30年9月3日